

農業委員会だより

—第5号— (H27年1月 桜井市農業委員会発行)



〒633-8585

桜井市大字粟殿 432 番地の 1

TEL0744 - 42 - 9111 (内線 356)

<http://www.city.sakurai.lg.jp/>

Facebook で農業委員会の取組を紹介しています！『山の辺の道 景観』で検索してみてください。

農業委員会新体制の始まり

新たな農業委員で任期3年

桜井市農業委員会委員は、選挙で選ばれた公選委員16名と市長により選任された選任委員7名（農業協同組合1名、農業共済組合1名、土地改良区1名、議会推薦4名）の合計23名で構成しています。

7月22日に新農業委員の初総会があり、会長、副会長の互選等を行い、平成26年7月20日から平成29年7月19日までの3年の任期で、新たなメンバーにより桜井市農業委員会がスタートしました。

新役員のご紹介

会長 杉本 義衛

副会長 楠本 芳照

副会長 山本 徳男

農業委員会や農協に関しての大幅な農業改革が動き出している中、新体制で迎えた桜井市農業委員会は地域農業の世話役であり調整役としての機能を強化し、

与えられた使命を果たすためにも、かけがえのない貴重な資源である農地と将来の地域農業の在り方を今一度見つめ直し、積極的に農業委員会業務に取り組んでいかなければなりません。農家の高齢化や有害鳥獣により耕作放棄地の増加と担い手不足に対する地域ぐるみの施策として、新たに農地中間管理機構関連2法が制定され、農地台帳の法定化や農地利用集積の新たな推進事業形態として【農地中間管理事業】が実施されることになりました。

農地中間管理事業

平成26年度から都道府県ごとに農地中間管理機構を設置し担い手に農地の利用集積を進める事業で、耕作できなくなった農地を所有者から農地中間管理機構（公益財団法人 なら担い手・農地サポートセンター）が借り受け、規模拡大を希望している担い手につなぐ事業です。

対象農地は、農業振興地域内農地に限られています。

農地中間管理事業は、農業経営の規模拡大や集団化、新規参入等の担い手への農地集積を促進し、農地の有効利用と効率化を図るのが目的で、将来の農業を支える意欲ある担い手への橋渡しを行う役割であります。農業委員会としては、橋渡しができる農地の掘り起こしを行い、スムーズに貸出できるように積極的に関与し協力していかねばなりません。

平成21年の農地法改正以降は、農業委員会では毎年秋に農地の利用状況調査を実施しています。その利用状況

調査結果に基づき、今後耕作可能な農地を対象に順次、利用意向調査を実施させて頂くこととなりますので、農家の皆様にはご協力をよろしくお願い致します。



～利用状況調査の様子～

桜井市農業委員名簿

	氏名	住所	区分等	担当地区
1	岡田 富士雄 委員	大 泉	公 選	大西・大泉・大泉出屋敷
2	卜部 好章 委員	谷	選 任	谷、阿部、安倍木材団地
3	榊原 雅彦 委員	下	公 選	桜井、河西、下、浅古、上之宮、高田
4	松田 光央 委員	大 福	公 選	大福、東新堂、西之宮、新屋敷
5	札辻 幸雄 委員	白 木	公 選	萱森、中谷、白木、瀧倉、小夫嵩方、和田、芹井
6	堀内 成信 委員	出 雲	選 任	
7	橋本 和三 委員	倉 橋	公 選	倉橋、今井谷、横柿、北山、西口、多武峰、鹿路、飯盛塚、八井内、針道、百市、南音羽、下居、北音羽、下り尾、栗原
8	榊井 利行 委員	芝	公 選	芝、茅原、箸中
9	東 實 委員	慈恩寺	公 選	黒崎、竜谷、狛、岩坂、慈恩寺、脇本
10	喜多 正次 委員	巻野内	公 選	巻野内、辻、草川、太田
11	藤井 孝博 委員	初 瀬	選 任	
12	太田 利彦 委員	江 包	公 選	大豆越、東田、江包、豊前、豊田
13	辻谷 恵一 委員	上之庄	公 選	三輪、三輪元馬場方、三輪元松之本、金屋、上之庄
14	森本 光一 委員	大 泉	選 任	
15	藤本 栄治 委員	修理枝	公 選	笠、修理枝、小夫、三谷
16	木村 敏夫 委員	川 合	公 選	栗殿、戒重、川合、外山、忍阪、赤尾
17	藤本 豊 委員	大 西	公 選	大西・大泉・大泉出屋敷
18	工藤 行義 委員	大 福	選 任	
19	山本 徳男 委員	吉 備	【副会長】公選	橋本、池之内、吉備、生田、山田、高家
20	箕輪 博 委員	吉 隠	公 選	初瀬、白河、出雲、吉隠
21	上之家 成和 委員	北音羽	公 選	倉橋、今井谷、横柿、北山、西口、多武峰、鹿路、飯盛塚、八井内、針道、百市、南音羽、下居、北音羽、下り尾、栗原
22	楠本 芳照 委員	穴 師	【副会長】選任	穴師
23	杉本 義衛 委員	箸 中	【会長】選任	

農地に関する売買、贈与、貸借、転用等につきましては、農業委員会に申請又は届出が必要になります。

農地所在地の担当地区農業委員は、上記の通りです。

何かご相談がありましたら、農業委員会事務局又はお近くの農業委員にお尋ねください。